

夢おおいファーマー認定基準等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地所有者による管理又は農業経営者による集積・集約化が難しく遊休荒廃化の恐れがある小規模農地の貸借について、自給自足や生きがいをはじめ、多様な「農ある暮らし」の実現に向け耕作する者（以下「夢おおいファーマー」という。）の認定基準等を定め、夢おおいファーマーの耕作に係る権利の保護、本町農業の振興や遊休荒廃農地の解消・防止及び農地の有効活用を図ることを目的とする。

(認定基準)

第2条 大井町農業委員会（以下「農業委員会」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすと認められる場合に限り、夢おおいファーマーとして認定するものとする。

- (1) 自給自足や生きがいを主として耕作を行う者
- (2) 耕作に供すべき農地の全て（作業道や隣接地との境も含む）について管理できる者
- (3) 耕作に必要な農作業に常時従事できる者
- (4) 農地を効率的かつ適正に利用して耕作できる者
- (5) 地域や他の農業者との適切な関係を保ち、耕作を行うことが見込まれる者

(夢おおいファーマー認定申請書の提出)

第3条 夢おおいファーマーとして認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、夢おおいファーマー認定申請書（第1号様式）により、農業委員会に申請することとし、申請者が町外居住者の場合は、住民票を添えて提出することとする。

(審査手順)

第4条 農業委員会会長は、前条の申請があったときは、遅滞なくこれを審査し、認定の可否について直近の農業委員会総会に諮るものとする。

- 2 申請者は、申請書提出時に事務局及び使用される農地の地区農業委員、農地利用最適化推進委員と面接を行うこととする。なお、必要に応じて申請者を農業委員会総会に出席させ、耕作意欲等を確認することができる。
- 3 第1項の規定による審査の結果については、夢おおいファーマー認定申請審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(耕作の権利関係)

第5条 夢おおいファーマーは、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項の規定に基づき農業委員会が別段面積を設定した農地に限定して、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項及び同法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の規定による許可申請を行い、使用貸借権の設定について許可を受けることで耕作の権利を取得するものとし、当初の設定期間は、3年間を限度とする。ただし、農地所有者の同意が得られれば継続することができる。

- 2 前項の規定により耕作の権利を取得できる農地の面積は、原則として1,000㎡を限度とし、耕作経験等を参考として耕作可能面積を農業委員会が個別に判断する。

(農業委員会の責務)

第6条 農業委員会は、夢おおいファーマーに対し、助言、指導等を行い、適切に耕作が行われるよう努めなければならない。

(耕作状況の確認)

第7条 農業委員会は、夢おおいファーマーが耕作の権利を取得した農地について定期的に巡回し、適切な利用がなされていないと認められる場合は、助言及び指導を行うものとする。

2 農業委員会は、前項の助言及び指導を行った後も農地の効率的かつ適正な利用がなされていないと認められる場合は勧告を行い、その勧告に従わないときは、許可の取り消しを行うことができるものとする。

3 前項の規定による許可の取り消しがあったときは、夢おおいファーマーの認定資格を失い、耕作の権利は無効とする。この場合、原状に復し、返還しなければならない。

(耕作以外の行為)

第8条 夢おおいファーマーが耕作の権利を取得した農地において耕作以外の行為をした場合については農業委員会総会で対応を協議することとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、原則として農地法の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

令和 年 月 日

大井町農業委員会会長 様

夢おおいファーマー認定申請書

1 申請者

ふりがな				年齢	歳
氏名					
住所					
生年月日	年	月	日生	職業	
連絡先	自宅			携帯	

2 希望地区・作物等・面積等

地区		作物名		面積	m ²
		作物名		面積	m ²
		作物名		面積	m ²

3 申請者の家族状況

氏名		続柄	本人	従事日数（年間予定）	日
氏名		続柄		従事日数（年間予定）	日
氏名		続柄		従事日数（年間予定）	日
氏名		続柄		従事日数（年間予定）	日

4 耕作経験等

- 無
- 有（有の場合は下欄についてもチェックし、内容を記入してください）
- 行政機関・農協等農業団体の開催する農業研修を修了
機関・団体名、研修内容（ ）
- 市民農園等での活動実績（申請日時点 年 月）
- その他研修等栽培実績（ ）

5 農業指導者の有無

- 有 指導者住所・氏名 ()
- 無
- 農業指導を希望する
- 農業指導を希望しない

6 耕作を始めようと思った理由、今後の展望

(注意事項)

- 借りられる期間は、原則として当初3年以内の契約となります。
- 借りられる農地は、市街化調整区域内の農地で、面積は原則として 1,000 m²を限度とし、農業経験等により判断します。
- 申請された方のうち、農業委員会による書類、面接等の審査により認定が得られた方を「夢おいファーマー」として登録し、農地の確保ができしだい農地のあっせんを行ないます。
- 希望に沿った農地が確保できない場合があります。

第2号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

様

夢おおいファーマー認定審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました、夢おおいファーマー認定申請について、次のとおり結果を通知します。

- 認定しました。
- 認定できませんでした。

令和 年 月 日

大井町農業委員会

